

カント著「永遠平和のために」を読む

- 世界の恒久平和はいかにしてもたらされるべきかを考える -

(1) 将来の戦争の種をひそかに留保して締結された平和条約は決して平和条約とみなされてはならない。

* なぜなら、その場合には、それはたんなる休戦であり、敵対行為の延期であって、平和ではないからである。

(2) 独立しているいかなる国家も、承継、交換、買収、または贈与によって、ほかの国がこれを取得できるということがあってはならない。

* つまり国家は所有物ではない。国家は、国家それ自身以外のなにものにも支配されたり処理されたりしてはならない人間社会である。

(3) 常備軍は、時とともに全廃されなければならない。

* なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えることによって、ほかの諸国をたえず戦争の脅威にさらしているからである。

だが国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これとはまったく別の事柄である。

(4) 国家の対外紛争にかんしては、いかなる国債も発行されてはならない。

* 戦争遂行の気安さは、人間の本性に生来そなわっているかに見える権力者の戦争癖と結びつき、永遠平和の最大の障害となる。

(5) いかなる国家も、ほかの国家の体制や統治に、暴力をもって干渉してはならない。

* なぜなら、いったいなにが国家にそうした干渉の権利を与えることができるというのであろうか。

(6) いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にしてしまうような行為をしてはならない。たとえば、暗殺者や毒殺者を雇ったり、降服条約を破ったり、敵国内での裏切りをそそのかしたりすることがこれである。

* これらの行為は、卑劣な戦略である。戦争のさなかでも敵の志操に対するなんらかの信頼がなお残っているはずで、そうでなければ平和を締結することも不可能であろうし、敵対行為は殲滅戦(せんめつせん)にいたるであろう。

P.13 ~ P.20

カント著、宇都宮芳明訳「永遠平和のために」ワイド版岩波文庫、岩波書店 2005年11月16日刊

- 2006年9月19日記 -